社会福祉法人養父市社会福祉協議会地域福祉基金設置管理規程

平成 16年6月1日制定規程第8号

(設置の目的)

第1条 増大する住民の福祉需要に対応し、地域福祉事業の安定的な発展を図るため、社会福祉法人養父市社会福祉協議会(以下「本会」という。)に地域福祉基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の規模)

第2条 基金の規模は、1億円とする。ただし、前条の目的に賛同し指定された寄附金は、この 規模にかかわらず積立てるものとする。

(積立て)

- 第3条 毎会計年度、基金として積立てる額は、次に掲げる額とする。
 - (1) 善意銀行の寄附金で本会に使途が一任されたもののうち、基金への積立てが可能な額
 - (2) 基金の寄附金として受入れた額
 - (3) 毎会計年度の一般会計収入支出予算において定める額

(管理)

第4条 基金は、本会の資産に掲げ、定款第22条の規定により管理保管する。

(運用の範囲)

- 第5条 基金の運用の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 基金から生ずる収益は、一般会計予算に計上する。
 - (2) 一般会計の予算を執行するため一時借入れをしたときは、この基金を担保に供することができる。

(基金の処分)

- 第6条 基金は、本会の経常的経費にあてるために処分してはならない。 ただし、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる場合に限り、評議員会の議決を得てその一部を処分することができる。
 - (1) 開拓的事業、又は新規事業のための基本的財源にあてるとき
 - (2) 本会の固定資産(基本財産及び運用財産)を取得するための財源にあてるとき
 - (3) 前1、2号のほか、住民の福祉増進のため必要やむを得ない理由があるとき (運営委員会)
- 第7条 この基金の運営委員会は、理事会をもってあてる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は会長が定める。なお、この基金のうち5,000万円については、旧八鹿町社会福祉協議会の特定基金設置管理 規程に規定する齊藤基金を引き継いだものである。

附則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。